調達要求番号：　６ＮＭＤ１ＡＫ０１７５

<table>
<tr><td colspan="3">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td>仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="4">１７３号建物清掃等役務</td><td colspan="2">１０４</td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和８年１０月１日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>多賀城駐屯地業務隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊多賀城駐屯地において実施する「１７３号建物清掃等役務」に適用する。

1.2　関連文書等

1.2.1　仕様書

本仕様書及び建築保全業務共通仕様書による。

1.2.2　附属書

別図「案内図・配置図・平面図」

2　役務内容

2.1　役務場所

宮城県多賀城市丸山２丁目１－１

陸上自衛隊多賀城駐屯地

2.2　役務概要

本役務は、１７３号建物の床清掃及び床塗装を行うものである。

2.3　役務内容

2.3.1　一般事項

a)　官側の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。

b)　本役務による施設等の破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負側の負担において原状に回復するものとする。

c)　役務実施中の安全管理については十分に留意し、万一事故が発生した場合は速やかに官側へ報告するものとする。なお、事故保障はすべて請負側の負担とする。

2.3.2　特記事項

a)　清掃は、常に細心の注意をもって誠実に行い監督官の指示に従うものとする。
b)　清掃に要する電力、水道は官側が負担する。
c)　清掃実施者は、作業間に知り得た業務内容等については、隊員に準じ秘密を守る義務を有するものとする。
d)　作業実施日は、監督官との調整により決定するものとする。
e)　作業時間は、０８１５～１７００までの間を基準とする。
f)　床の清掃は、タイルの立ち上がり部分も含めて実施するものとする。
g)　床の清掃に使用する薬剤は、下記のとおりとする。
　アクアレボリューション pH13.2 又はガイアウォーターpH13.2 又は同等以上のもの
　※同等品以上可　契約前に同等品申請の承認を受けた後に施工すること
　　承認を受けずに施工した場合は、請負者の負担により施工箇所を撤去し、承認後に再施工すること
h)　床の塗装に使用する薬剤は、下記のとおりとする。
　ファシリティコート　ガラス又はファインコート又は同等以上のもの
　※同等品以上可　契約前に同等品申請の承認を受けた後に施工すること

3　清掃範囲及び面積

a)　床清掃
　ア　清掃範囲：別図による
　イ　清掃面積：３７６．４㎡

4　清掃内容

　硬質床の清掃要領は下記のとおりとする。
a)　軽微な備品の移動を行う。
b)　床面を自在ぼうき又はフロアダスターにより除塵を行う。
c)　床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。
d)　洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。
e)　吸水用掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
f)　２回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
g)　移動した軽微な備品を元の位置に戻す。

5　塗装範囲及び面積

a)　床塗装
　ア　塗装範囲：別図による
　イ　塗装面積：３７６．４㎡

6　塗装内容

弾性床の塗装要領は下記のとおりとする。

a)　既存ワックスを専用の薬剤を使用してはく離する。
b)　洗浄用洗剤を使用し、床の汚れやワックスの残留物の除去を行う。
c)　ファシリティコート又は同等以上のものを塗布する。
d)　その他メーカーが示す塗装要領による。

7　品質保証

7.1　完了検査

検査は、現地確認及び報告書類の確認をもって実施する。

7.2　提出書類

a)　着手届
b)　現場代理人等指名通知書（略歴書含む）
c)　下請負者等設定通知書
d)　作業工程表
e)　役務打合簿
f)　役務日報
g)　材料検査願（使用する薬剤に対する検査）
h)　作業状況写真（着手前、中、後）
i)　完了届
j)　同等品申請書
k)　その他、官側が提出を求める書類

8　その他

役務に際し本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議するものとする。また、本仕様書に記載、指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。